

相続株式 評価減見送り

政府・与党方針 納税はしやすく

政府・与党は上場株式の相続税の評価を90%まで引き下げる金融庁の要望を2017年度税制改正で見送る方針だ。現在の評価は100%で、金融庁は株価下落リスクを

考慮し評価減を求めている。株価は上昇する可能性もあることなどを理由に見送る。一方、相続時に株式を時価で物納できる順位は引き上げ、株式で納税しやすくする。

相続した株式は相続日の時価で評価する。10カ月以内の納付期限が来た時に、実際の株価が相続日より下落すると、相続人の税負担が実勢以上に重くなるなどの指摘があ

る。だが、株式を時価から減額できる特例を作ると「亡くなる直前に株式を購入するといった租税回避を生む可能性がある」とい（財務省幹部）という。

一方、相続税を支払う時に、上場株式を相続時点の時価で物納できる順位は見直す。現在の順位は国債や土地、船舶などが優先され、株式はその後になっていく。株式の順位を繰り上げて、国債などと同等の扱いにする。相続時に柔軟に納税できる資産として計上できるようにし、株式を保有しやすくする。

物納の場合は納税する時の株価が相続日時点より下落していても、相続日の時価で評価できる。